

議案第 4 号

子どもと親の相談員設置規程を廃止する訓令について

子どもと親の相談員設置規程を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

平成26年3月19日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令

教 育 庁

子どもと親の相談員設置規程を廃止する訓令

子どもと親の相談員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第27号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 義務教育課

1 件名

子どもと親の相談員設置規程を廃止する訓令

2 規程廃止の理由

「子どもと親の相談員配置事業」により、小学校に配置する子どもと親の相談員は、児童及び保護者の悩み相談、児童の登校支援及び学習支援の業務を行っている。

当該事業について事業見直しを行った結果、その役割を強化拡充するため、平成26年度「小・中学生いきいき支援事業」の新規細事業である「小中アシスト相談員配置事業」に、整理統合し「子どもと親の相談員配置事業」を廃止することとした。

よって所期の目的を達成したものとして、「子どもと親の相談員」職を廃止したい。

3 廃止案の概要

- (1) 子どもと親の相談員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第27号）は、廃止する。
- (2) 訓令の施行日は、平成26年4月1日とする。

4 関係各課との調整状況

総務部総務私学課と調整済

5 添付資料

- (1) 現行の「子どもと親の相談員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第27号）」

子どもと親の相談員設置規程

平成20年5月30日
教育委員会訓令第27号

子どもと親の相談員等設置規程を次のように定める。

子どもと親の相談員設置規程

(設置)

第1条 児童の不登校、暴力行為、いじめその他の問題行動（以下「問題行動等」という。）の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育事務所に子どもと親の相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 相談員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童の問題行動等に関し児童及び保護者の話し相手、悩み相談に関すること。
- (2) 児童の問題行動等に関し児童の登校支援、学習支援に関すること。
- (3) 児童の問題行動等に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱)

第4条 相談員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第6条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第7条 相談員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 相談員の1日の勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第8条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 相談員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年5月30日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教育委員会訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。